

■住民税■所得税■復興特別所得税

文化センター3階に申告会場

申告期間 2月16日(火)～3月15日(火)

忘れず申告しましょう

私たちが安心して生活していくためには、警察、消防、学校、道路、公園などの公共施設や公共サービスが必要。国や地方公共団体(都道府県や市区町村)が、社会保障の充実、住宅や道路、河川等の整備、教育や科学技術の振興などの事業を進める主な財源は、税金によって賄われています。

税の申告は、私たちの暮らしを豊かで快適にするための財源を確保する大切な手続きです。また国民健康保険料や介護保険料などの算定、児童手当などの受給判定にも必要です。忘れずに申告しましょう。

住民税(市民税・府民税)

◆問い合わせ 課税課

住民税の申告は、市役所1階の課税課市民税係(5番窓口)へ。

■住民税の申告が必要な人

- ▼平成28年1月1日現在、八幡市内に住所があり、平成27年中に所得(収入)があった人
- ▼平成27年中(1月1日～12月31日)の所得金額の多少にかかわらず、事業専従者控除を受けようとする人
- ▼公的年金収入だけの人で、雑損控除や医療費控除等の所得控除を受けようとする人
- ▼公的年金収入以外に所得があるが、所得税および復興特別所得税の確定申告が不要な人

- ▼平成27年中(1月1日～12月31日)の所得金額の多少にかかわらず、事業専従者控除を受けようとする人
- ▼公的年金収入だけの人で、雑損控除や医療費控除等の所得控除を受けようとする人
- ▼公的年金収入以外に所得があるが、所得税および復興特別所得税の確定申告が不要な人

控除証明書

△申告時に持参▽

- ▽国民健康保険に加入している人は平成27年中に支払った領収書(提示または、その額を申告してください)
- ▽印かん

■住民税の申告が不要な人

- ▼所得税および復興特別所得税の確定申告書を提出している人
- ▼収入が給与所得のみで、勤務先から市に「給与支払報告書」が提出されている人
- ▼平成27年中に所得が無かった人
- ▼所得が無くても、前年に住民税の申告書を提出されている場合は、住民税の申告書を2月中旬に送付する予定です。ただし公的年金収入のみで、平成27年度非課税の人には送付しない場合があります。

◆問い合わせ 課税課

住民税の申告は、市役所1階の課税課市民税係(5番窓口)へ。

■所得税および復興特別所得税の申告が必要な人

- ▼平成27年中の給与の収入が2千万円を超える人
- ▼給与を1力所から受けている人で、給与所得や退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人
- ▼給与を2力所以上から受けている人で、年末調整された主たる給与以外の「従たる給与の収入金額」と、「給与所得や退職所得以外の所得」の合計金額が20万円を超える人
- ▼家事従事者や外国の在日公館に勤務する人など、給与の支払時に所得税および復興特別所得税を源泉徴収されない人
- ▼同族会社の役員やその親族などで、その会社から給

- ▼平成27年中に所得の無かった人や扶養されている人も、所得に関する証明書(所得証明書・非課税証明書等)が必要な人は住民税の申告が必要です。

税の申告会場を2月16日(火)から3月15日(火)まで、文化センターで開設します。土・日曜日は開設しません。マイナンバーの記載は、平成28年分の申告からになります。平成27年分の申告書には、マイナンバーの記載は必要ありません。

所得税および復興特別所得税(国税)

◆問い合わせ 宇治税務署

☎0774-444141

所得税および復興特別所得税の申告は、文化センターの申告会場または宇治税務署の確定申告会場へ。

■所得税および復興特別所得税の申告が必要な人

- ▼平成27年中の給与の収入が2千万円を超える人
- ▼給与を1力所から受けている人で、給与所得や退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人
- ▼給与を2力所以上から受けている人で、年末調整された主たる給与以外の「従たる給与の収入金額」と、「給与所得や退職所得以外の所得」の合計金額が20万円を超える人
- ▼家事従事者や外国の在日公館に勤務する人など、給与の支払時に所得税および復興特別所得税を源泉徴収されない人
- ▼同族会社の役員やその親族などで、その会社から給

◆問い合わせ 課税課

住民税の申告は、市役所1階の課税課市民税係(5番窓口)へ。

■所得税および復興特別所得税の申告が必要な人

- ▼平成27年中の給与の収入が2千万円を超える人
- ▼給与を1力所から受けている人で、給与所得や退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人
- ▼給与を2力所以上から受けている人で、年末調整された主たる給与以外の「従たる給与の収入金額」と、「給与所得や退職所得以外の所得」の合計金額が20万円を超える人
- ▼家事従事者や外国の在日公館に勤務する人など、給与の支払時に所得税および復興特別所得税を源泉徴収されない人
- ▼同族会社の役員やその親族などで、その会社から給

- ▼平成27年中に所得の無かった人や扶養されている人も、所得に関する証明書(所得証明書・非課税証明書等)が必要な人は住民税の申告が必要です。

文化センター3階申告会場

月	日	曜日	申告の種類	対応者	時間
2月	16	火	公的年金等所得者申告 還付申告 不動産所得申告 事業(営業等・農業)所得申告	税理士 府職員 税務署職員 市職員	受付時間 午前9時～午後3時 開設時間 午前9時30分～午後4時
	17	水			
	18	木			
	19	金			
	22	月			
	23	火			
	24	水			
3月	25	木	公的年金等所得者申告 還付申告 住民税(市民税・府民税)申告 ※住民税の申告は、市役所1階の課税課市民税係(5番窓口)でも受け付けします。	市職員	開設時間 午前9時～午後4時
	26	金			
	29	月			
	1	火			
	2	水			
	3	木			
	4	金			
	7	月			
	8	火			
	9	水			
10	木				
11	金				
14	月				
15	火				

2月25日以降は、市職員のみに対応となりますので、相談・受け付けできる申告の種類が限られます。

与の他に「貸付金の利子や地代、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料」などの支払を受けている人
▼火災などの災害による被害を受けたために平成

27年中に給与の源泉徴収税の徴収猶予や還付を受けた人
▼退職所得のある人で「退職所得の受給に関する申告書」が未提出のため、20%の税率で源泉徴収された税額が、正規の税額よりも少ない人

事業所得者等
▼事業所得(営業等・農業)や利子所得、配当所得、一時所得、不動産所得、譲渡所得、雑所得、山林所得などがあり、納付税額が生じる人、または源泉徴収された税額が還付になる人

復興特別所得税の記載漏れに注意!

還付申告の人も含め、申告する全ての人について確定申告書の「復興特別所得税」欄に記載が必要です。記載漏れのないようにしてください。

市税の納付は口座振替が便利



口座振替を利用すると、納期限の日に指定の口座から自動的に振替(払込)します。このため、各税の納期ごとにわざわざ出向くこともなく、納め忘れもありません。振替は各納税義務者の税目単位で行います。軽自動車税は、所有されている軽自動車すべての税を振替します。口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合あり)または納税課で行うことができます。振替は平成28年度分からとなります。市外金融機関で口座振替申込書がない場合は、自宅へ郵送することもできます。郵送を希望される場合は、早めに納税課までご連絡ください。※ゆうちょ銀行の場合は、納税課で受け付けできません。ゆうちょ銀行で申し込んでください。

◆問い合わせ 納税課

土曜日と日曜日は申告の受け付けを行っていません。

- ※開設当初は混雑が予想されます。申告書を提出するだけの人は、開設当初を避けてお越しください。
- ※混雑の状況等により、早めに受け付けを終了する場合があります。また、正午から午後1時までには申告相談を行っておりませんので、あらかじめご了承ください。
- ※駐車場のスペースに限りがありますので、申告会場へはできる限り徒歩や自転車、路線バス・コミュニティバスなどをご利用のうえ、お越しください。